

## 令和2年度 第4回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年7月20日（月）13時30分～14時38分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉賢一	○	
	6番	会長職務代理者	石川文士良	○	
	1番	委員	千葉三智枝	○	
	2番	委員	青木慶	○	
	3番	委員	青木長男	○	
	4番	委員	千葉力男	○	
	5番	委員	鈴木正昭	○	
事務局		局長	岩渕省一	○	
		次長	千葉徹	○	
		主査	平沢梢枝	○	

#### 4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第13号 現状変更届について

議案第18号 平泉町農地利用最適化推進委員の決定について

議案第19号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第22号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第24号 相続税の納税猶予に対する証明の可否決定について

議案第25号 平泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

## 【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長  
(13時30分開会)

- 議長 ただいまより令和2年度第4回平泉町農業委員会総会を開催します。  
本日の出席委員は7人全員ですので、会議は成立しています。  
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び  
会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。  
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、3番青木長男委員、4番千葉力男委員、会議書  
記には、事務局の千葉次長、平沢主査をお願いします。  
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 岩淵局長 (会務報告の朗読、説明)
- 議長 ただいまの会務報告について質問ありませんか。  
(なし)
- 議長 以上で会務報告を終わります。次に、本日の案件を上程します。事務局長より  
説明願います。
- 岩淵局長 (本日の報告案件及び議案件数等を説明)
- 議長 それでは、報告第11号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務  
局より説明願います。
- 平沢主査 (報告案件の朗読、説明)  
死亡による相続3件です。
- 議長 次に、報告第12号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務  
局より説明願います。
- 平沢主査 (報告案件の朗読、説明)  
合意解約1件です。
- 議長 次に、報告第13号、現状変更届について、事務局より説明願います。  
千葉次長 (報告案件の朗読、説明)  
現状変更の届出2件です。
- 議長 報告第11、12、13号について質問ありませんか。  
(なし)
- 議長 それでは、議案第18号、平泉町農地利用最適化推進委員の決定について、事  
務局説明願います。
- 千葉次長 (提出議案の朗読、説明)  
午前中の審査委員会で審査選任された11名について報告します。
- 議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。  
(なし)

- 議 長 それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願い  
いします。  
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員、原案のとおり決定します。
- 議 長 次に、議案第19号、農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する  
可否決定について、事務局説明願います。
- 千葉次長 (提出議案の朗読、説明)  
非農地証明願2件で4筆です。
- 議 長 それでは現地調査をした委員、5番鈴木正昭委員。  
5番委員 私と石川委員、千葉次長、現地推進委員と現地に行きました。小金沢の3筆に  
ついては田畑が山林化している状況で、問題ないと考えます。鈴沢の1筆につい  
ては、ここ数年耕作しておらず原野化しているため、問題ないと考えます。
- 議 長 質疑に入ります。質問等ございませんか。  
(なし)
- 議 長 それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願い  
いします。  
(挙手5名)
- 議 長 挙手大多数、可と決定します。
- 議 長 次に議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より  
説明願います。
- 平沢主査 (提出議案の朗読、説明)  
以上、所有権移転1件、農地法第3条第2項各号に該当していないため許可要  
件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 現地調査をした委員の方は補足説明をお願いします。6番石川文士良委員。  
6番委員 住所も隣組で、隣接の田を譲り受けて畑として活用するもので、このとおりで  
よいと思います。
- 議 長 質疑に入ります。質問等ございませんか。  
(なし)
- 議 長 それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願い  
いします。  
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員、可と決定します。
- 議 長 次に、議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見  
について、事務局説明願います。
- 千葉次長 (提出議案の朗読、説明)  
建売住宅2棟の建設のための転用申請で、第1種農地の例外規定の集落接続に  
該当するため許可相当と考えます。
- 議 長 それでは現地調査をした委員の方は補足説明をお願いします。5番鈴木委員。

- 5番委員 私と石川委員、次長、現地推進委員と現地に行きました。現地は、すでに住宅街になっており問題ないと考えます。
- 議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。  
(なし)
- 議長 それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)
- 議長 挙手全員、許可相当と決定します。
- 議長 次に、議案第22号、農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局説明願います。
- 千葉次長 (提出議案の朗読、説明)  
法人1件について、法人形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員等要件全てに適合していると考えます。
- 議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。  
(なし)
- 議長 それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)
- 議長 挙手全員、異議なしと認めます。
- 議長 次に、議案第23号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、事務局説明願います。
- 平沢主査 (提出議案の朗読、説明)  
農地中間管理機構の特例事業で、県農業公社が3年間所有権を保持し、3年後に借主に所有権移転するものです。
- 議長 現地調査をした委員の方は補足説明をお願いします。5番鈴木委員。
- 5番委員 私と石川委員、次長、現地推進委員と現地に行きました。現在も借主が耕作しており問題ないと考えます。
- 議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。  
(なし)
- 議長 それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)
- 議長 挙手全員、意見なしと決定します。
- 議長 次に、議案第24号、相続税の納税猶予に対する証明の可否決定について、事務局説明願います。
- 平沢主査 (提出議案の朗読、説明)  
平成29年に相続の納税猶予の決定を受けた方が、3年に1度税務署から農業経営を行っているかの証明書の提出依頼がありまして、税務課にその方の申告状

況を確認し、農業所得の申告がされていることを確認したので問題ないと考えます。

議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。  
(なし)

議長 それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します

議長 次に、議案第25号、平泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、事務局説明願います。

千葉次長 (提出議案の朗読、説明)

中山間地域等直接支払交付金は、該当地が農振農用地でなくては該当しないため、今回改めて現地確認したところ、上徳沢5-11は農振農用地区域に該当することによって編入するものです。

議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。  
(なし)

議長 それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員、意見なしと決定します。

慎重審議大変ご苦労様でした。

これをもちまして、令和2年度第4回平泉町農業委員会総会を閉会します。

(14時38分閉会)

#### 【議事録署名】

議長 会長 千葉賢一 ㊟

署名人 3番 青木長男 ㊟

署名人 4番 千葉力男 ㊟